

第70号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年3月12日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第26条 (略) 2 (略) 3 前項の心理療法担当職員は、 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において 、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 (略)	(職員) 第26条 (略) 2 (略) 3 前項の心理療法担当職員は、 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による大学をいう。以下同じ。）の学部で 、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。